山岳団体の募集型登山（講習会等）と旅行業法の関係

黒　川　　恵（アルパインツアーサービス会長
中央大学山岳部元監督）

□はじめに

近年、社会人山岳会や高校・大学山岳部の活動が昭和の時代に比べ、大きく後退していると感じるのは私だけではないだろう。一方、平成の世には、いわゆる未組織登山者群が台頭し、1990年代後半からはテレビ番組でも登山講習的プロットでのプログラムが人気をとってきた。その傾向のなかで、とくに注目すべきは、「日本百名山巡り」だった。日本百名山は、深田久弥さんの思惑をはるかに超えて、いまや地方創生、都会から田舎へのツーリスト増強に大きな役割も果たしている。まさにデスティネーション・キャンペーンの成功例ともいえるのではないか。日本百名山は、いまでもテレビの山番組から外すことはできないだろう。

そうした環境は、組織的登山教習を受けて育成されてきた、社会人山岳会や高校・大学山岳部出身の登山者をますます減少させてきたのではないか。要するに、テレビや雑誌やインターネットからの情報が自分自身の登山経験を支えてくれると勘違いしてしまう登山者を生み出してきたといえるのではないだろうか。

私の本職は、「登山・トレッキング専門旅行業」である。自慢じゃないが大学山岳部を出てから、登山に関わる仕事だけをやってきた。と、いうよりそれしか働く場がなかったからでもある。いま振り返ると、1990年代後半、まさに未組織登山者優勢の時代は、本職である「ツアー登山爛熟」の時代でもあった。旅行業としてのツアー登山は、集団ではあるが山岳団体ではなく、むしろ、「個の登山客」の集合体である。だから、適切な引率行為を厳守しなければ必ず山岳遭難に直結する。それは、1999年秋の羊蹄山、2009年のトムラウシ、2013年初冬の中国万里の長城での遭難など多くのツアー登山で、残念ながら証明されてきた。

さて、本稿はツアー登山負の歴史論ではなく、「山岳団体」が実施する募集型登山（講習会等）と旅行業法との関係について述べるわけだから、本筋にもどしたい。

□「旅行業」とは

① 報酬を得て、② 行為性が指摘される、旅行業務（旅行者のために運送・宿泊サービスの代理・媒介・取次等をすること）を取り扱うこと、③ 事業としておこなうこと、これら３項目のすべてが該当した場合、「旅行業」とみなされるのである。

わかりやくいえば、この３項目すべてに該当する行為をおこなうためには、旅行業登録（観光庁長官、都道府県知事）をおこなわなければならず、無登録の場合は、旅行業法違反容疑で警察が立件するおそれもある。実際に有名な大手登山用品店は旅行業法違反容疑で立件されたが、結果は不起訴であった。これは当然の結果だと私たちは予期していたのだが、所轄警察は立件に踏み切ったのである。

これが起訴されて、万々が一でも有罪となったとしたら、どうだっただろうか。きっと登山界は必ず立ち上がり、日本の登山文化と山岳ガイド業を守り

抜いただろう。しかし、もしそうでなく他人事として看過したとすればその時点で日本の登山文化は崩壊し、日本の登山の承継は断絶されるおそれが生じたのである。

要するに、「登山者を募集して集金し、登山案内や研修を目的に事業展開」すれば旅行業法違反を問われるおそれは大きいのである。だから旅行業法を侮ってはならない。

旅行業は、登録種別により、観光庁長官または都道府県知事に対して、一定の条件を備えた上で事業の登録申請をし、認可されなければ業務ができない。無登録事業は、旅行業法違反となり、罰金刑の対象となるのである。

□旅行業の事業登録の種別と取扱ができる企画旅行の種類

(1) **第１種旅行業**

※基準資産（最低額3,000万円）※営業保証金7,000万円
※募集型企画旅行（海外・国内）※受注型企画旅行（海外・国内）

(2) **第２種旅行業**

※基準資産(最低額700万円）※営業保証金1,100万円
※募集型企画旅行（国内限定）※受注型企画旅行（海外・国内）

(3) **第３種旅行業**

※基準資産（最低額300万円）※営業保証金300万円
※受注型企画旅行（海外・国内）※募集型企画旅行（国内の一部）

(4) **地域限定旅行業**

※基準資産（最低額100万円）※営業保証金100万円
※市町村内等の限られた地域内のみで認められる旅行業

(5) **旅行業者代理業**

※基準資産及び営業保証金の規定はなく、所属会社が責を負う　※所属する旅行業者以外の旅行業者のために旅行業務を取り扱うことはできない。

□企画旅行の種類、内容と営業保証金

※募集型企画旅行＝「あらかじめ旅行の計画を作成して、旅行会社が募集する旅行」。一般的に「パッケージツアー」と言われている。
※受注型企画旅行＝「すでに確定している旅行者の依頼により、旅行会社が旅行の計画を作成する旅行」。いわゆる「オーダーメイド型ツアー」。
※営業保証金＝「旅行業者の債務不履行の際に、国に供託した営業保証金から旅行者が弁済を受けることができる制度」のこと。

□重要な留意点

(1) 個別の山岳団体内部（会員間）において国内山行を募集する場合

顔と名前が一致する範囲の山岳団体内での、「この指とまれ方式」の募集であり、主催者（世話人）が報酬に当たる日当等の受領などもせず、参加費用の支払項目も明確であれば、旅行業法上の大きな問題は少ないと考えられる。

(2) 山岳団体が外部に向けて山行（講習会等）の参加者を募集する場合

外部の登山ガイド等が講師として参加するなど講習会そのものの内容に付加価値が認められる工夫がなされることは登山講習会運営の重要な要素だろう。これは、登山界だから可能なことであって、一般企業が同じことをやろうと考えても登山界における人的交流がなければ高品質な山行（講習会等）などできることではない。

山行（講習会等）そのものが高品質で、参加者が「参加してよかった。知らなかったことを教えてもらった。」と感じてもらえる内容でなければ、安全登山啓発にはつながらず、ただ「連れて行ってもらった。」というような記憶しか残さないだろう。

一方こうした山行（講習会等）は、高品質であれ

ばあるほど、講師への支払いや、主催者側人件費、交通費、宿泊費等諸経費がかさむのは当然である。

留意すべき点は、経費計上されたそれらに事務経費などを加え、一人あたり参加費を一括（明細不表示）して、「山行（講習会等）参加費」として参加者から収受することは、「報酬性」、「行為性（旅行業務同等の取扱）」、「事業性」があると判断されるおそれがある。

要するに「旅行業法違反」を疑われることにつながりかねないので充分配意する必要がある。また、多額の金銭を幹事役個人が窓口となって、受け取るようなことはぜったいに避けなければならない。

（３）山行（講習会等）企画を「募集」する場合の責任

日常的に顔見知りの範囲（小さな山岳会や同好会等）で募集する場合と、ＷＥＢや定期刊行物等で不特定多数に発信する募集の場合では、社会的な責任の重さが大きく違い、不特定多数への呼びかけは、それだけ大きな責任を負うことになる。

代理、媒介、取次とみなされる行為をおこなうことで旅行業違反の疑いをもたせることになりかねない。とくに「募集型企画旅行」とみなされるような海外での山行やトレッキング企画は、そうした企画について責任をもって取り扱える旅行業者に依頼することが望ましい。理由は海外では想定外の危険要素が多く、事案発生後の対策を個人でおこなうことは困難だからである。

□重要なＱ＆Ａ　（監修・弁護士　小池修司）

※事例研究　＜法的問題の有無に関する判断＞

☆基礎条件

◎日本の代表的山岳団体（日山協、日本山岳会、勤労者山岳連盟など）は、会員同士が全員の顔が見えない間柄である。こうした広範な組織の会員に対する、参加者募集行為は、不特定多数への募集とは言い難いが、若干問題がある。会員同士の顔と名前が一致しないほどの大きな団体での募集行為は不特定多数に対する募集に近いからである。また、オーガナイザー（組織構成者）の募集行為が認められているのは、同一職場内での幹事による募集や、修学旅行における学校による生徒への募集のように「オーガナイザーが当該団体の構成員」であって、「相互に日常的な接触のある団体内部」に対してのみである。＜旅行業法施行要領第１の２．３）⑶＞。と、されている点は無視できない。

☆具体例の検証

⑴　日帰りの募集型登山（講習会）“Ａ”

(ｱ) 募集媒体は、当該山岳団体会報等、周知範囲を特定できるもの

(ｲ) 引率者は、当該山岳団体役員・会員等

(ｳ) 現地登山口集合・解散で、経費は引率者も含めて、すべて参加者負担

＜結論＞旅行業に該当しない。行為性なし。報酬性なし。

⑵　１泊２日の募集型登山(講習会)“Ｂ”

(ｲ) 募集媒体は、当該山岳団体会報等、周知範囲を特定できるもの

(ﾛ) 引率者は、当該山岳団体役員・会員等

(ﾊ) 交通機関、宿泊施設は、主催者が手配し、実費を一括支払いした。

(ﾆ) 参加費は、経費合計を人数割で算出し、引率者も同額を負担した。精算書を配布した。

＜結論＞旅行業に該当しない。行為性あり。報酬性なし。

⑶　１泊２日の募集型登山（講習会）“C”

（ｲ）募集媒体は、当該山岳団体会報等、周知範囲を特定できるもの

（ﾛ）引率者は、当該山岳団体役員・会員

（ﾊ）交通機関、宿泊施設は、主催者が手配し、実費を一括支払いした。

（ﾆ）宿泊施設は、主催者が手配し、実費を一括支払いした。

（ﾎ）引率者は、参加費等の経費負担をしていない。

（ﾍ）交通機関、宿泊施設から、送客手数料を受け取った。

＜結論＞旅行業に該当する。

宿泊施設からの手数料受領は報酬にあたる。引率者が経費を負担せず参加者負担としていることも報酬とみなされるおそれがある。

⑷　１泊２日の募集型登山（講習会）“D”

（ｲ）募集媒体は、当該山岳団体会報等、周知範囲を特定できるもの

（ﾛ）引率者は、当該山岳団体役員・会員

（ﾊ）交通機関、宿泊施設は、旅行業者が手配し、一括支払いした。

（ﾆ）引率者は、参加費等の経費負担をしていない。添乗員不同行

（ﾎ）交通機関、宿泊施設からの送客手数料は、旅行業者が受け取った。

（ﾍ）富山県内の山岳登山として募集した。

（ﾄ）旅行業に該当する危惧があったので、旅行業者を申込み受付窓口として参加者を募集し、参加費も包括料金として旅行業者が集金した。事後精算書は配布しなかった。

（ﾁ）利用した旅行業者は、東京都知事登録の第３種登録の会社だった。

＜結論＞旅行業に該当する。

＜解説＞包括料金での一般募集（企画旅行）は、第１種登録であれば海外と国内、第２種登録であれば国内で可能であるが、第３種登録がおこなう募集型企画旅行は営業所及び隣接する市町村での実施に限られるため、本件は旅行業となる。

本件募集主体を、第１種（海外・国内）または第２種（国内限定）とし、募集広告を当該会社が掲載するのであれば問題ない。

□おわりに

国立登山研修所をはじめ、講習技能を有する山岳（学術）団体が、一般登山者を対象として、安全登山啓発と登山技術研鑽、登山指導者養成等、わが国登山界発展と山岳遭難防止のために実施する、「登山講習会」の周知と運営にあたっては、上記で示した一定の旅行業法との関連性に配意し、「報酬性」「行為性」「事業性」の３項目のいずれかに該当させないことである。

例えば、指定された研修場所へ、受講生自らが自分の手配と費用をもって集合し、そこで解散することで、主催者による行為性には該当しないことになる。一方、主催者が指定した場所から、主催者が手配した貸切バス等で集合すれば行為性を疑われ、講師報酬や雑収入では報酬性を疑われ、さらに年間定期的な開催において事業性を疑われることになる。

かつて、関東地方の自治体が、子供夏休みキャンプをこぞって中止にしたことが大きく報道された。いずれも旅行業法違反の疑いがあるから中止したのだと自治体側は答えていた。子供の夏休みの良き想い出と野外体験を奪いとるほど旅行業法は尊大ではないはずである。

日本の有能な山岳団体が、旅行業法を恐れるあまりに登山講習会の実施をこぞって中止してしまった

ら、わが国山岳は遭難者で死屍累々となるだろう。

日本の登山文化と登山技術、高みへの挑戦意欲をより強化させるために、有力な山岳団体は、その講習技能をより高めて、多くの登山愛好家に正しい登山のありかたを伝え続けていただきたいと心底から思うのである。

（おわり）